

○松江市民農園設置及び管理に関する条例施行規則

平成17年3月31日

松江市規則第207号

改正 平成17年7月12日規則第302号

平成26年12月19日規則第53号

令和4年3月30日規則第30号

(趣旨)

第1条 この規則は、松江市民農園設置及び管理に関する条例(平成17年松江市条例第296号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(募集及び使用者の決定)

第2条 松江市民農園(以下「市民農園」という。)の使用を希望する者(以下「使用希望者」という。)の募集方法は、公募とする。

2 前項の公募の方法、公募の時期その他公募について必要な事項は、指定管理者が定める。

3 指定管理者は、前項の公募により市民農園の使用希望者から応募があったときは、応募内容に基づき、市民農園を使用する者(以下「使用者」という。)を決定する。この場合において、応募者の数が募集した数を上回る場合は、抽選により使用者を決定する。抽選の方法については、指定管理者が定める。

4 前項の規定にかかわらず、条例第6条第2項の規定により使用期間が2年以下に短縮された者で、引き続き使用を希望する者については、抽選によらず使用を決定する。

(使用料の減免の申請)

第3条 条例第11条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、松江市民農園使用料減免申請書(様式第1号)に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請に基づき、使用料の減額又は免除を決定したときは、松江市民農園使用料減免決定通知書(様式第2号)により通知する。

(使用料の還付等)

第4条 条例第14条ただし書の規定により使用料の全部又は一部を還付する場合の特別の理由及びその還付金額は、次のとおりとする。

(1) 使用者の責任によらない理由により、連続して15日以上貸出農地の全部を使用できなかったとき 使用できなかった月数(使用できなかった日数につき30日を1月として

算定し、30日未満の端数については、その日数が15日以上ときは1月とし、14日以下のときはこれを切り捨てる。)に相当する使用料の額

(2) 使用者の責任によらない理由により、連続して15日以上貸出農地の一部を使用できなかったとき 前号の算定方法により算定した額に使用できなかった面積を乗じ、その区画の面積で除して得た額

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき 市長が相当と認める額

2 前項に規定する還付金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

3 第1項の規定により、既納の使用料の還付を受けようとする者は、松江市民農園使用料還付請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(市長による管理に関する読替え)

第5条 条例第17条第1項の規定により市長が市民農園の管理を行う場合にあっては、第2条第2項及び第3項中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えてこれらの規定を適用する。

(雑則)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年3月31日から施行する。

附 則(平成17年7月12日松江市規則第302号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成26年12月19日松江市規則第53号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年3月30日松江市規則第30号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

松江市民農園使用料減免申請書

年 月 日

（あて先）松江市長

申請者 住 所  
ふりがな  
氏 名  
電 話

松江市民農園設置及び管理に関する条例第 11 条の規定により、松江市民農園の使用料の減額・免除を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

使 用 施 設 名	
使 用 区 画	
減 額 ・ 免 除 理 由	

様式第2号（第3条関係）

第 年 月 日 号

住 所  
氏 名 様

松江市長 氏 名 印

松江市民農園使用料減免決定通知書

年 月 日付けで申請のあった松江市民農園の使用料の減額・免除について、  
下記のとおり決定します。

記

使 用 施 設	
減 額 ・ 免 除 期 間	年 月 日から 年 月 日までの間
正 規 の 使 用 料	円
減 額 ・ 免 除 の 額	円
減額・免除後の使用料の額	円

様式第3号（第4条関係）

松江市民農園使用料還付請求書

年 月 日

（あて先）松江市長

申請者 住 所  
ふりがな  
氏 名  
電 話

松江市民農園使用料の還付について、下記の通り請求します。

記

還付を受けようとする施設名、区画の種類、区画番号	使用施設名	区 画 の 種 類 ・ 番 号	
	湖北ファミリー農園	一般農園 区 号 区 号	車イス用農園 区 号 区 号
	八雲ふれあい農園	耕区 耕区	号 号
還付を受けようとする理由			
還付金の振込先	金融機関・支店名	銀行 支店	
	口座の種類・番号	1種類 普通・当座（○で囲む。） 2番号	
	口座名義人	氏 名	
住 所			

様式第1号(第3条関係)

様式第2号(第3条関係)

様式第3号(第4条関係)